意見公募

教育大綱及び第三次教育振興基本計画策定方針の概要

策定委員会

その他

		教育大綱	第三次教育振興基本計画
策定基本方針		 予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している市長が教育大綱を定めることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。 	 教育大綱及び第二次教育振興基本計画の基本理念を踏まえ、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の目指すべき姿を明らかにし、第二次教育振興基本計画に続く5か年に取り組む基本的な施策の方向性及び重点施策を示す。 国や東京都など関係機関による計画や法律との整合性に留意する。
期間		令和4年度から	5令和8年度まで
策定体制	外部組織	【教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会】 ○所掌事項	区 分 委員内訳 有 識 者 大学教授(予定)、教育委員会委員 各1人 小・中学校校長会の代表各1人 社会教育委員 1人 社会教育委員 1人 スポーツ推進委員 1人 公民館運営審議会委員 1人 市公立学校PTA連合会 小学校・中学校から各1人 公 募 市民 2人
	内部織	【教育大綱策定委員会】 ○所掌事項:庁内に設置する教育大綱策定委員会は、教育大綱の原案を策定し、市長に報告する。 専門部会は設置しない。 ○構成 構成員 【委員長】 副市長 【副委員長】 教育長 【委員長】 企画財政部長、教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、健康推進課長、子ども青少年課長、児童担当課長、	【教育振興基本計画策定委員会】 ○所掌事項:教育振興基本計画の原案を策定し、教育委員会に報告する。なお、専門的な調査・研究を行わせるため、専門部会を置く。 ○構成 区分 構成員 【委員長】 教育長 【副委員長】 教育氏 【副委員長】 教育部長 【副委員長】 教育部長 【本 員】 企画財政部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働批准課長 保事批准課長 スパオ表の知課長、関帝
		子ども子育て支援課長、教育施設担当課長、指導・教育センター 担当課長、学校給食課長、防災食育センター整備担当課長、文化 振興課長、スポーツ振興課長、図書館長	 策定委員会 増担当課長、子ども子育て支援課長、教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、防災食育センター整備担当課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長 【部会長】 指導・教育センター担当課長 (副部会長】 教育施設担当課長 学校教育部会 【委員】 子ども青少年課係長、子ども子育て支援課係長、教育総務課係長、教育総務課教育施設係長、教育指導課係長、学校給食課係長
			生涯学習部会 【部会長】 文化振興課長 生涯学習部会 【副部会長】 スポーツ振興課長 【委員】 企画政策課係長、文化振興課係長(2名)、スポーツ振興課係長、図書館係長
スケジュール		令和 2 年度 令和 3 年度 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 総合教育会議 策定方針決定 懇談会 本案確認 提言案員選定 委嘱 提言案長額 提言案長額	令和 2 年度 令和 3 年度 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 教育委員会 以募委員 按討 提言 按討 提言 下來検討 來來検討 原來來定 中報告

その他